

介護予防・日常生活支援総合事業

～各務原市独自基準通所型サービスの整備～

介護予防・日常生活支援総合事業とは

誰もが住みなれた地域で暮らし続けることができるために、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、多様な主体による多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指す事業です。

事業内容

○介護予防・生活支援サービス事業

全国一律の介護保険サービスとして提供されていた「介護予防通所介護」と「介護予防訪問介護」について、市町村ごとで実施する事業に移行となりました。

これにより、介護事業所、民間企業、NPO、ボランティアといった多様な主体によるサービスの整備ができるようになりました。

○一般介護予防事業

虚弱な方から元気な方まで、全ての高齢者を対象に、介護状態にならないため、自発的・継続的に取り組める予防教室等の充実を図るとともに、介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できるための集いの場の充実を目指します。

背景「増大するニーズと担い手の減少」

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向かって、介護認定者のさらなる増加が見込まれている一方で、担い手（働き手）となる世代の人口は減少に向かい、その差は拡大しています。

また、単身世帯、高齢者世帯等も増加しており、生活支援ニーズが高まっていくとともに多様化しているため、現在の専門職による全国一律の保険サービスではニーズの十分な対応が難しくなっています。

こうした課題を乗り越えるために、本事業で、各務原市の実情に応じた多様なサービスを充実させ、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を可能とすることを目指します。

通所型サービスの方向性

要支援者等の能力を最大限に活かし、生きがい、役割をもって社会参加できるための支援

○サービスを必要としない状態を目標に、心身機能の状態に合わせた機能回復訓練。



○支援を受ける側から支援する側（ボランティア等の担い手）として参加・活動する。

各務原市独自基準通所型サービスについて

【概要】

従来の介護事業所による介護予防通所介護に相当するサービスを、介護保険の基準の範囲内で、市が独自の基準と単価を設定し提供するサービスです。

利用対象となるのは、従来の要支援認定者と事業対象者（基本チェックリストで該当した者）となった者になります。

【サービス内容】

項目	サービス
基本 (状態に合わせて)	機能訓練（運動器、口腔、栄養）
	簡単な物作りや作業
	介護予防のための体操や運動
	みんなで楽しむレクリエーション
必要に応じて	入浴
	半日を超えての提供

【サービス単価等について（案）】

○提供時間は、原則半日とし、必要な場合は5時間程度まで可能。

○報酬は1回あたりの単位とし、加算・減算については、入浴加算と送迎減算のみ。

○利用回数は、基本額の合計単位数が介護保険の月額報酬単位を超えない回数まで。

内容	算定項目		算定単位
基本額①	半日 (3時間程度)	350 単位	1 回につき
基本額②	半日を超えて必要な場合 (5時間程度)	411 単位	1 回につき
入浴加算	入浴サービスを提供した場合	50 単位	1 回につき
送迎なし		-47 単位	片道

【ねらい】

○提供した分の請求と利用した分の支払が明確になるため、月額報酬に比べ、提供回数による損得が解消できる。

○複数事業所の利用を可能にする。

○半日利用を基本にすることによって、真に必要なサービスの利用につなげる。

○細かい加算を無くし、事業実施に必要な届け出の事務負担を軽減する。